

日本の白書等にみられるシェアリングエコノミーの動向

Key Trends of the Sharing Economy in Japanese White Papers

沼田 夫左与*

Fusayo NUMATA

要約 スマートフォンの普及にともない、人々の生活におけるインターネットの利用が高まる中で、シェアリングエコノミーという用語も次第に一般化してきた。しかし、その定義は一意的には定められておらず、類似した内容を示す用語も散見される。本研究では、国内におけるシェアリングエコノミーの実態を明らかにするために、白書等の政府刊行物の中での注目の過程と状況を調査・分析する。そして、シェアリングエコノミーが、次世代に影響する可能性に言及する。

キーワード：シェアリングエコノミー、白書、Society5.0、環境

Abstract The term “Sharing Economy” has become commonly known as a result of increased use of smartphones and the Internet among the general public. However, the term is not clearly defined, and there are many analogous terms which describe similar concepts. This paper ascertains the actual state of the Sharing Economy in Japan through a survey and analysis of white papers referring to the Sharing Economy. It concludes with key insights on how the Sharing Economy could influence the next generation.

Key words : Sharing Economy, White Paper, Society5.0, Environment

1. 背景

新しい経済活動の仕組みであるシェアリングエコノミーが、生活における ICT（情報通信技術）の発展・浸透とともに、世界のみならず日本においても、広がりを見せている。シェアリングエコノミーの世界的市场規模は 2013 年の 150 億ドルから、2025 年には 3350 億ドルになると予測される一方で¹⁾、国内における 2018 年度の市場規模は 1 兆 8,874 億円にのぼり、2030 年度には 5 兆円にも 11 兆円にも増加するという²⁾。また、経済産業省によると、2019 年の個人間における電子商取引の市場規模は前年比 9.5% 増加の約 1 兆 7,407 億円と推計されている³⁾。個人がスマートフォン上のアプリ（プラットフォーム）を利用して、モノを売買したり、貸し借りした

り、またサービスを依頼したりすることは、珍しいことではなくなっている。

しかし、スンドララジャン⁴⁾は、「私の知るかぎり、シェアリングエコノミーに統一された定義はない」としており、Schor⁵⁾も、「一般的な使われ方を反映できるようなシェアリングエコノミーの確かな定義をすることはほとんど不可能だ。」としているように、シェアリングエコノミーには不確かな部分が多い。一方、国内では、内閣官房 IT 総合戦略室のシェアリングエコノミー促進室が、シェアリングエコノミーを「個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動をいう。」と定義するほか、シェアリングエコノミー協会は、これを「インターネット上のプラットフォームを介して個人間でシェア（賃借や売買や提供）をしていく新しい経済の動き」と定義している。

* 人間生活学研究科生活環境学専攻
Graduate School of Human Life Science,
Division of Living Environment

また、名称についても不確かな部分が多く、「シェアリングエコノミー」の他に、「ピアエコノミー」「ギグエコノミー」「オンデマンドエコノミー」「レンティングエコノミー」などの名称に加え、スンドララジャン⁶⁾は「クラウドベース資本主義」という名称が相応しいとしている。さらに、Schor⁷⁾は、「ストレンジャーシェアリング」ともしている。

2. 研究の目的・方法

シェアリングエコノミーは新しい経済の仕組みであり、定義や名称についてまだ不確かな部分が多いという状況において、本研究では、国内において、シェアリングエコノミーが注目されるようになった過程と状況を調査・検討することで、シェアリングエコノミーの実態を明らかにする。

調査の対象を近年に発行された白書等の政府刊行物とし、その中でシェアリングエコノミーが登場した時期や扱われ方を明らかにした上で、シェアリングエコノミーの位置付けを検討する。

「白書」という用語は、イギリス政府の議会に対する報告書が表紙に白い紙を用いていたために“white paper”と呼ばれていたことから生まれた。日

本では、白書は一般的に政府の年次報告のことを指すものと解されており、公式には「政府刊行物（白書類）の取扱いについて」により、白書と名付けられる資料は、中央官庁の編集する政府刊行物であること、内容は政治・経済・社会の実態および政府の施策の現状について国民に周知させることを主眼とするものであることが定められている。現在、中央官庁の出版物で「白書」と一般に呼ばれているものには、①法律の規定に基づき国会に対して提出される報告書、②閣議へ提出される報告書、③根拠となる法律等はないものの作成されている年報（年次報告書）などの3つに分けられる⁸⁾。

国立国会図書館(2020)や首相官邸(2017)、日本情報教育研究会(2001)などを参考に、本研究において調査の対象とする現在も刊行されている白書をTable 1にまとめる。また、調査にあたっては、「シェアリングエコノミー」という用語の記述のみにとらわれず、国民がモノやサービスをシェアすること（例：民泊、カーシェアリング）や、それによって新たに生まれる問題などの事象についても、それぞれの白書の目的に併せて確認する^{9) 10) 11)}。

Table 1 White papers studied in this paper

管轄省庁と政府刊行物（白書等）の名称（通称）	報告を規定している法令
内閣官房「水循環白書」	水循環基本法第12条
人事院「公務員白書」	国家公務員法第24条
内閣府「年次経済財政報告（経済財政白書）」	
内閣府原子力委員会「原子力白書」	
内閣府「防災白書」	災害対策基本法第9条第2項
内閣府「子ども・若者白書」	子ども・若者育成支援推進法第6条
内閣府「少子化社会対策白書」	少子化社会対策基本法第9条
内閣府「高齢社会白書」	高齢社会対策基本法第8条
内閣府「障害者白書」	障害者基本法第13条
内閣府「交通安全白書」	交通安全対策基本法第13条
内閣府「男女共同参画白書」	男女共同参画社会基本法第12条
内閣府公正取引委員会「公正取引委員会年次報告（独占禁止白書）」	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第44条第1項
内閣府国家公安委員会警察庁「警察白書」	
内閣府国家公安委員会警察庁「犯罪被害者白書」	犯罪被害者等基本法第10条
内閣府個人情報保護委員会「年次報告」	個人情報の保護に関する法律第79条
内閣府金融庁「金融庁の1年」	
内閣府消費者庁「消費者白書」	消費者基本法第10条の2
復興庁「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」	東日本大震災復興基本法第10条の2
総務省「地方財政白書」	地方財政法第30条の2
総務省「情報通信白書」	

日本の白書等にみられるシェアリングエコノミーの動向

総務省公害等調整委員会「公害紛争処理白書」	公害等調整委員会設置法第 17 条
総務省消防庁「消防白書」	
法務省「犯罪白書」	
法務省・文部科学省「人権教育・啓発白書」	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第 8 条
法務省「再犯防止推進白書」	再犯の防止等の推進に関する法律第 10 条
外務省「外交青書」	
外務省「開発協力白書」	
文部科学省「科学技術白書」	科学技術基本法第 8 条
文部科学省「文部科学白書」	
厚生労働省「厚生労働白書（厚生労働行政年次報告）」	
厚生労働省「労働経済白書（労働経済の分析）」	
厚生労働省「自殺対策白書」	自殺対策基本法第 11 条
厚生労働省「過労死等防止対策白書」	過労死等防止対策推進法第 6 条
農林水産省「食料・農業・農村白書」	食料・農業・農村基本法第 14 条第 1 項・第 2 項
農林水産省「食育白書」	食育基本法第 15 条
農林水産省「農林水産省年報」	
農林水産省林野庁「森林・林業白書」	森林・林業基本法第 10 条第 1 項・第 2 項
農林水産省水産庁「水産白書」	水産基本法第 10 条第 1 項・第 2 項
経済産業省「通商白書」	
経済産業省「ものづくり白書」	ものづくり基盤技術振興基本法第 8 条
経済産業省「経済産業省年報／通商産業省年報」	
経済産業省特許庁「特許行政年次報告書」	
経済産業省資源エネルギー庁「エネルギー白書」	エネルギー政策基本法第 11 条
経済産業省中小企業庁「中小企業白書」	中小企業基本法第 11 条
経済産業省中小企業庁「小規模企業白書」	小規模企業振興基本法第 12 条
国土交通省「国土交通白書」	
国土交通省「土地白書」	土地基本法第 11 条第 1 項・第 2 項
国土交通省「首都圏整備に関する年次報告（首都圏白書）」	首都圏整備法第 30 条の 2
国土交通省「日本の水資源の現況」	
国土交通省「交通政策白書」	交通政策基本法第 14 条第 1 項・第 2 項
国土交通省 海難審判所「レポート海難審判」	
国土交通省運輸安全委員会「運輸安全委員会年報」	
国土交通省観光庁「観光白書」	観光立国推進基本法第 8 条第 1 項・第 2 項
国土交通省海上保安庁「海上保安レポート／海上保安の現況」	
環境省「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」	環境基本法第 12 条第 1 項・第 2 項・循環型社会形成推進基本法第 14 条第 1 項・第 2 項・生物多様性基本法第 10 条第 1 項・第 2 項
環境省原子力規制委員会「年次報告」	原子力規制委員会設置法第 24 条
防衛省「防衛白書」	

3. 最近の白書等とシェアリングエコノミーの関連性

調査対象とした白書のうち、「シェアリングエコノミー」という用語の記述があった白書等を Table 2

に、シェアリングエコノミーに関わる事項の記述があった白書等を Table 3 に示す。ただし、2020 年 9 月現在未発表は（未）とする。また、Table 2 における（ ）は、該当年のみ用語の記述ではなく、関連事項の記述であったものである。

Table 2 White papers featuring the term

白書等	年	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20
経済財政白書		×	×	×	○	○	○	未
消費者白書		×	×	×	○	○	○	○
地方財政白書		×	×	×	×	○	○	○
情報通信白書		×	○	○	○	○	○	(○)
科学技術白書		×	×	×	×	○	○	○
通商白書		×	×	○	○	○	○	○
ものづくり白書		×	×	○	○	○	○	○
中小企業白書		×	×	×	○	○	○	(○)
エネルギー白書		×	×	×	×	×	×	○
国土交通白書		×	×	×	○	○	○	○
土地白書		×	×	×	(○)	(○)	(○)	○

Table 3 White papers featuring related terms

白書等	年	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20
小規模企業白書		×	×	×	×	○	×	×
観光白書		×	×	○	○	○	○	○
独占禁止白書		×	×	○	○	○	○	○
警察白書		×	○	○	○	○	○	○
個人情報保護委員会		×	×	×	×	○	○	○
金融庁の1年		○	○	○	○	○	○	未
犯罪白書		×	×	○	○	○	○	未
人権教育・啓発白書		○	○	○	○	○	○	○
食料・農業・農村白書		×	×	×	○	○	○	○
食育白書		×	×	×	○	○	○	○

4. 各白書等におけるシェアリングエコノミーへの視座

シェアリングエコノミーは多くの白書等において様々な角度から注目され、それに対する施策が行われていることが明らかになった。注目される理由は様々である。そこで、それぞれの白書等がどのような視座からシェアリングエコノミーに注目しているかを、以下の5つに分類し、検討する。

(1) 成長が見込まれる新しい経済

① 経済財政白書・地方財政白書

経済財政白書は、2000年までは経済企画庁による「年次経済報告（経済白書）」であった。

経済財政白書において、シェアリングエコノミーが初めて取り上げられたのは2017年である。技術革新によりインターネットを経由した消費支出が増え、経済価値の測定が困難な財やサービスが出現す

るなどとして、シェアリングエコノミーの概念や規模を説明している。2018年には、インターネットを経由した消費活動を分析する中で、シェアリングエコノミーの現状が解説され、2019年にはSociety5.0実現に向けた新たな経済活動としても記述されている。

また、総務省では、「シェアリングエコノミー」を活用して地域課題の解決や地域経済の活性化を図る地方公共団体の取組を支援するモデル事業である「シェアリングエコノミー活用推進事業」を2018年から行っている。これにともない、2018年以降の地方財政白書では、シェアリングエコノミーの活用が報告されている。

② 通商白書

通商白書は貿易に関する報告書であり、海外でのシェアリングエコノミーの動向が多く報告されている。2016年に初めて取り上げられ、産業構造の変化を引き起こしたプラットフォーム化によるシェアリングエコノミーの拡大が、アメリカに加えて新興国でも起こっているとしている。2018年には、デジタル貿易の一部としてシェアリングエコノミーを捉え、中国でのその市場規模の急激な拡大が示され、2020年には、ASEAN6か国におけるインターネット経済の拡大が示されている。

③ ものづくり白書

ものづくり白書はものづくり基盤技術の振興に関する報告書であり、新しい経済活動がよく注目されている。2016年に初めてシェアリングエコノミーが取り上げられ、所有から共用へ、ハードからサービスへという新しい価値観の創出が注目された。2017年には、顧客価値が「モノの所有」から「機能の利用」や「体験の提供」へ変化してきたとした上で、クラウド型ネット印刷サービスの「ラスクル」や荷主とトラック空車をマッチングする物流シェアリングサービスの「トランコム」、定額会費によるファッションレンタルサービスの「エアークローゼット」などが紹介された。2019年以降には、GAF(A)(Google,Apple,Facebook,Amazon)やBAT(Baidu,Alibaba,Tencent)に加えて、特にコネクテッドインダストリーズとしてMaaSが注目されている。

④ 中小企業白書・小規模企業白書

中小企業白書では、2017年にシェアリングエコノミーが新事業として多くの具体例とともに解説されており、2019年にも、中小企業の経営の在り方を大きく変える可能性がある新しい技術の動向のひとつとして紹介されている。2020年には、プラットフォームを構築・運営する具体例が示されている。小規模企業白書でも、2018年に小規模事業者のIT利活用の現状として、シェアリングサービスの利用状況が報告されている。

(2) 技術的に新しい仕組み

① 情報通信白書

情報通信白書は、1973年に初めて刊行されて以来、2000年までは「通信白書」と称され、2001年より「情報通信白書」となり情報通信に関する動向を報告している。

情報通信白書に初めてシェアリングエコノミーという用語が登場したのは2015年であるが、人々が生活の中でインターネットを経由してモノやサービスとつながる様子は以前から報告されている。

1996年に、インターネットの爆発的な普及が、経済や国民生活等に構造変革を支持させているとして、インターネットの解説をした後、翌年には私的時間のインターネットの利用による生活の変化が報告されている。そして、1999年にはインターネットが、2000年にはインターネットとモバイル通信が特集された。

2004年には、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながるにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会である「ユビキタスネットワーク社会」の実現にむけた課題が提示された。その後、Web2.0の潮流をとらえ、2006年にウィキペディア、2007年にYouTubeが取り上げられた。

2010年には、核家族化が進み、人々のつながりが薄れがちな中で、ICTによる個々のコミュニケーションを図るブログ、SNS、動画共有サイトなどのソーシャルメディアにより、家族、世代間、地域の絆を補完したと見られる事例が示されている。例えば、子育て支援サイトで、血縁を超えて子育てに関する情報や経験を共有したり、豪雨に見舞われた地域で、SNSが被災情報を逐次発信し地域住民間や外部とのつながりを強めた例などである。

2014年には、スマートフォン等の普及とデータ回線の高速化によりモバイル機器でのネット利用が増える中、その利用目的を「コミュニケーション」、「情報収集・コンテンツ利用」、「オンラインゲーム」、「買い物」、「その他」に分けて動向を報告している。

2015年には、ソーシャルメディアの急速な普及により、2008年に開始された「Airbnb」を嚆矢とする「シェアリング・エコノミー」という新たな経済活動が生み出されつつあるとして、米国と国内における具体例を挙げている。

2016年には、ICTによるイノベーションを企業側と消費者側に分けて検討すると、消費者側には消費者余剰、時間的節約、情報資産などの貢献があることから、経済成長だけでなく非貨幣的価値（消費者余剰等）の増大に貢献しているとして、シェアリングエコノミーを例にあげている。また、2017年には、スマートフォン経済の拡大をもたらすCtoCサービスの一例としてシェアリングエコノミーを取り上げている。2018年には、ICTによる新たなエコノミーとしての可能性を検討する一方で、地域活性化を目指したシェアリングエコノミー伝道師の派遣が報告されている。

2019年には、政府が目指す未来の社会像としての「Society 5.0」はデジタル経済の進化の先にあるとして、デジタル経済を広くとらえている。例えば、インターネット上での検索サービスやコミュニケーション、動画や音楽の視聴、モノやサービスの購入や予約などの活動をとらえ、これらの場を提供するICT企業を「デジタル・プラットフォーム」と称し、GAFAやBATを例にしている。こうしたデジタル経済の一部として、シェアリングエコノミーが取り上げられている。その上で、「所有から利用へ」「CtoCのビジネスモデル」「GDPに反映されにくい」というようなシェアリングエコノミーの特徴が検討されている。2020年になると主眼が5Gに移され、「シェアリングエコノミー」という用語は見当たらなくなった一方で、プラットフォームがネットワーク・端末・サービスアプリケーションに分類され、サービスアプリケーションにはUberなどが属している。

② 金融庁の1年

「金融庁の1年」には金融庁の活動が記載されている。「シェアリングエコノミー」という用語に言及はないものの、2014年には、資金調達が多様化する中で、クラウドファンディングの検討の必要性が示され、2016年には、フィンテックについての検討の必要性が提示されて、それ以降それぞれについての施策が検討・報告されている。

(3) 資源の有効活用

① 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書
環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書の前身は、公害対策基本法に基づいた1969年からの「公害白書」であり、1972年に「環境白書」に改称され、1994年に環境基本法に基づく「環境白書」となった。2001年に循環型社会形成推進基本法に基づく「循環型社会白書」が公表され、2007年にはこれらがまとめられた。2009年には、これに生物多様性基本法に基づく「生物多様性白書」が加えられ、3つの白書が一冊にまとめられた。

環境白書では、かなり早い時期から環境に配慮した推奨されるべき市民の行動が提言されている。具体的には、市民でも実行できる取組みとして、節電・節水のほか、耐久性やエネルギー効率などに留意した購入や、使い捨て商品の回避、廃棄しないリサイクルの推進、廃油や生ごみを下水道に流さないことなどに加え、少人数での自家用車の利用を控えるべく公共交通機関を利用することが1990年に推奨されている。また、環境問題に対応するため、大量生産・大量消費・大量廃棄から脱却するライフスタイルの変化が1998年に提言され、2008年には環境・循環型社会の形成の基盤の一つとしてカーシェアリングの推進も述べられている。

また、環境に配慮した市民の取組みが具体例として挙げられている。2002年の埼玉県川口市の「市内一斉エコライフデー」、北海道の市民風力発電所「はまかぜちゃん」、北海道栗山町のエコマネーなどのほか、2010年の神奈川県での電気自動車のカーシェアリングや長野県での市民共同発電所「おひさま発電所」に加え、2011年には海外での事例としてのパリの自転車シェアリング「Vellb」などである。2013年には、市民全体の傾向として、物を「所有」するのではなく、必要な時に必要な量を利用し、物を「共有」することを重視する傾向が

広がりつつあるとしている。また、資源生産性向上のために、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも重要な2R（リデュース・リユース）を実現できるとして、インターネットでのオークションやフリーマーケットのほか、個人等が保有する遊休資産（スキルや時間等無形のものを含む）をインターネットを介して他者が利用できるようにするサービスである「シェアリングビジネス」が2017年に報告されている。

2018年に閣議決定された「第五次環境基本計画」における6つの重点戦略のひとつである「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」の方策の中に、シェアリング・エコノミーが掲げられた¹²⁾。同年の白書には、新たなライフスタイルの一つとして、モノを所有するのではなく共有することで環境保全効果が期待されるシェアリングエコノミーが紹介されている。2020年には、脱炭素型の社会を目指すための具体的なライフスタイルイノベーションを「衣食住」「移動・交通と輸送」「働く」「レジャー・余暇」に分類して多く報告する中で、社会貢献型フードシェアリングプラットフォーム「KURADASHI」、被災農家を支援する「オイシックス・ラ・大地」、制服のリサイクルで「おさがりの輪」「笑顔の輪」「地域の輪」を広げる「制服リユース リクル」、MaaSの取り組みを進める「MONET プラットフォーム」、鳥根県で支援をすすめる半農半Xの働き方、長野県での一人多役の取り組みなど、多くの事例が取り上げられている。

② 国土交通白書

シェアリングエコノミーの名を世界にとどろかせたUberは、2013年に日本に上陸した。しかし、「道路運送法」により自家用自動車による運送サービスは白タク行為にあたるとして、2015年にはサービスを中止している。また、もうひとつの代名詞でもあるAirbnbは2014年に日本に上陸した。Airbnbは宿泊施設を仲介するプラットフォームであるが、日本の旅館業法では旅館業を行う場合は都道府県知事などからの営業許可を取得する必要があるため、個人宅も宿泊施設となるAirbnbでは法的根拠に課題が生まれた。

2017年の国土交通白書では、海外発の事業者等によるシェアリングサービスの提供が日本においても開始されており、対応が必要となっているとして、

シェアリングエコノミーを紹介している。そして、民泊への対応、カーシェアリングへの対応、ライドシェアリングへの対応がそれぞれ報告されている。民泊への対応では、「住宅宿泊事業法（民泊新法）」を2017年に国会に提出した後2018年から施行されたこと、カーシェアリングへの対応では、駐車場を配置事務所として規制緩和することで、乗り捨て（ワンウェイ）方式によるレンタカー型カーシェアリングの導入車両数が増加したこと、ライドシェアリングへの対応では、タクシーでの配車アプリの活用による「運賃事前確定サービス」や「相乗りサービス」等の新たなサービスの検討などを報告している。また、道路運送法による規制の一方で、移動にかかるガソリン代、道路通行料を割勘する中長距離相乗りマッチングサービスを2007年から開始している「notteco」を紹介している。

2018年には、健全な民泊サービスの普及に努めるほか、各自治体の空き家等情報を全国どこからでも簡単にアクセス・検索できる「全国版空き家・空き地バンク」の本格運用の開始を示している。

③ 土地白書

土地白書では、土地の有効活用としてのシェアリングに関する具体的な事例が報告されている。2017年には、空き駐車場のシェアを行っている民間企業が、空き駐車場と利用希望者のマッチングを行うサービスを2014年から開始している事例や、2019年にはWeWorkに代表されるようなシェアオフィスやコワーキングスペースの増加などが挙げられている。2020年には、シェアリングエコノミーが普及する中で、駐車場をシェアする「Akippa」、オフィスビル敷地の空きスペースなどとフードトラックをマッチングする「Mellow」、軒先をシェアする「軒先」、シングルマザー専用のシェアハウス、高齢者と若者でのシェアハウス「京都ソリデール」、定額で複数の物件を利用できる「ADDRESS」などの具体例が掲げられている。

（4）新たな宿泊施設（民泊と農泊）

2006年に「観光立国推進基本法」が成立し、観光立国の実現を目指し、2008年に国土交通省の外局として観光庁が発足した。

2014年の観光白書には、2013年の訪日外国人旅行者数が年間1,000万人を突破し、2020年の東京オ

リンピックの開催も決まったことが示され、2019年の同書には、その後も堅調に増加を続けた訪日外国人旅行者数が、2018年に3,000万人を突破した事が提示されるなど、観光客の増加に伴う宿泊施設の確保は重要な課題となった。

また、観光先進国を目指す政府は2016年に「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、その中で、食と農の景勝地の認定等と連携し、日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」を推進した¹³⁾。具体的には、2017年の「観光立国推進基本計画」において、農泊をビジネスとして実施できる地域を2020年までに500ほど創出するとしている。併せて、前述した民泊も新たな宿泊施設となっている。

① 観光白書

観光白書は1964年から作成されているが、2016年には民泊への対応の必要性が提示され、2017年には農泊の推進が掲げられている。それ以降も、多様な宿泊サービスの提供促進としての民泊の検討と農泊の推進が引き続き示されている。

また、2017年にはスマートフォンを利用したSNSなどの映像が実際の旅行につながるケースが多くとされている一方で、2018年には民泊や外国人旅行者の増加による負の影響を受忍できない「オーバーツーリズム（overtourism）」が課題として掲げられている。

② 食料・農業・農村白書

2017年には、農泊の推進のほか、シェアリングやリースも活用したスマート農業の推進が報告されている。また、2019年には、農村の生活課題を解決するために、タクシー配車アプリを利用して地域住民同士が共助する事例や、2020年には、食品ロスの削減を目指して、未利用食品と購入希望者とのマッチングを図る「フードシェアリング」の具体例などが示されている。

③ 食育白書

食育白書では、食育の推進に関する施策を2006年から報告しているが、当初より、生産者と消費者の交流の促進を図るため、食育推進基本計画では都市住民への農山漁村の情報提供や、農山漁村における都市住民の受入体制の整備などの推進が定められ

ている。その後、2017年からは、生産者と消費者の交流の促進として農泊の推進が掲げられている。

(5) 問題対応

① 消費者白書

消費者庁が2009年に設置され、2012年に『消費者問題及び消費者政策に関する報告(2009～2011年度)』が白書として公表された。そこでは、インターネット利用が大きく増加する中、電子商取引に関するトラブルが2009年度以降増加していることが既に報告されている。2013年以降は、高齢者のインターネットに関する問題やインターネットオークションに関する問題、シェアリングサービスに関する問題などが毎年のように報告されている。

「シェアリングエコノミー」という用語が初めて登場するのは、2017年である。消費者を取り巻く新しい社会経済情勢として、消費者が事業者からモノやサービスの提供を受けるのではなく、不特定多数の個人がモノやサービスを提供しそれを利用するという新たな形態に着目し、その解説とともに課題が検討されている。そして、2020年には、シェアリングエコノミーに関する消費者向けの啓発パンフレットが公表されたことが報告されている。

② 独占禁止白書

独占禁止白書においては、シェアリングエコノミーという用語の記載は見当たらないものの、デジタル・プラットフォーム企業は独占化・寡占化する傾向にあるため、その内容を確認する。

公正取引委員会はOECDに設けられている競争委員会に1964年の加盟以来参加しており、2015年には、競争委員会が継続的に取り組むべき中長期的戦略テーマのひとつとして「デジタルエコノミー」を取り上げたことが報告されている。

ICTやデータを活用して第三者に多種多様なサービスの「場」を提供するデジタル・プラットフォームは、ネットワーク効果・低廉な限界費用・規模の経済等の特性を通じて拡大し、独占化・寡占化が進みやすいとされる一方で、消費者等には金銭的対価を伴わない無料サービスを提供したり、オンライン広告市場では金銭的対価を得ていたりなど、多面的に様々な活動を行っていることから、新たな対応が必要となり、検討が毎年続いているという。

③ 警察白書

警察白書においてもシェアリングエコノミーという用語の記載に見当たらないものの、インターネットに関連しては多くの事件や事故が発生しているため、その内容を確認する。

2001年には、ハイテク犯罪等に関する相談が増える中、特にインターネット・オークションに関するトラブルをめぐる相談の増加が顕著であったとして、警察白書において、はじめてインターネット・オークションに言及している。2004年から、コンピュータ技術や電気通信技術を悪用した犯罪を「ハイテク犯罪」から「サイバー犯罪」と称するようになり、その後もサーバー犯罪の内訳で、インターネット・オークションに関する件数は報告され続けている。2006年には、「安全・安心なインターネット社会を目指して」と題した特集が、2011年には、「安全・安心で責任あるサイバー市民社会の実現を目指して」と題した特集が組まれている。2013年には、「サイバー空間の脅威への対処」と題した特集が生まれ、サイバー空間全体における脅威の情勢が報告され、最近では、「サイバー空間の安全の確保」が独立した章立てとなり、重要項目として掲げられている。

④ 個人情報保護委員会年次報告

個人情報とは、個人情報保護法において生存する個人に関する情報とされているが、その個人情報には、マイナンバー(個人番号)を含む個人情報である特定個人情報が含まれている。個人情報保護法は、民間事業者における「個人情報」の取り扱いルールを定めている。また、番号法(マイナンバー法)は、特定個人情報等について個人情報保護法の特例を定めた法律で、個人情報保護法に優先される¹⁴⁾。

個人情報保護法は消費者庁の所管として2003年に成立した。その後、マイナンバー法に伴い2014年に設置された特定個人情報保護委員会が、2016年に個人情報保護委員会に改組された。

2017年度以降は、書類や電子データの誤送付、紛失、インターネット等のネットワークを経由した不正アクセス等による個人データの漏えい等が報告され続けている中、2018年度には、不正アクセスにより利用者の情報が漏えいしたフェイスブックの事件が取り上げられている。

⑤ 犯罪白書

犯罪白書では、「ハイテク犯罪」と称されていた情報通信技術に関連した犯罪が、2013年からは「サイバー犯罪」とされ、さらに、「各種の犯罪」の一部として報告されていた「サイバー犯罪」が2016年からは独立した章立てで報告されるようになり、その中でネットワーク利用犯罪の詐欺のひとつとしてオークション詐欺が報告されている。ただし、平成における各種犯罪の動向を報告している『令和元年版犯罪白書』によると、2005年から2008年までがオークション詐欺が最も多く報告されている時期であることがわかる。また、インターネットが普及した平成期においては、ソーシャルメディア（ブログ、SNS、動画共有サイトなど）の登場が個人間のつながりに影響を及ぼし、友人関係等に広がりや深まりが生じる一方で、人間関係上のトラブルが生じる可能性が提示されている。

⑥ 人権教育・啓発白書

人権教育・啓発白書は、2000年の法律制定後、2003年に初めての白書が報告された。それによると、当初からインターネットによる人権侵害に対する施策が講じられていることがわかる¹⁵⁾。

2009年以降の白書から、インターネットによる人権侵害に対する施策として、個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識を深めるための啓発活動、インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応、インターネットなどを介したいじめ等への対応が講じ続けられていることがわかる。

5. まとめ

「シェアリングエコノミー」という用語が白書等にて初めて記述されたのは、2015年の『情報通信白書』であるが、個人がインターネット上でモノを売買する電子商取引（EC）やネットオークションなどに関連する事項や、モノのリユースやシェアリングなどについては、2000年代頃には多く散見されるようになっていた。特に『環境白書』では、1990年に環境に配慮した具体的な行動が提言されたほか、その後も環境に配慮したクラウドファンディングのような市民の取り組みが具体例として多く報告されている。まさに、現在「シェアリングエコノミー」と称してインターネット上で行われている活動である。また、『情報通信白書』では、国民

の生活の中にインターネットの利用が入り込んでいる様子を1996年からとらえ、1997年には私的時間のインターネットの利用による生活の変化が報告されており、その後も生活におけるインターネット利用の最新状況として、情報収集のためのコンテンツや、コミュニケーション手段としてのソーシャルメディア、買い物的手段としての利用などが報告されている。そして、2000年代になると多くの白書等で、インターネット・オークションに関する問題が取り上げられるようになったほか、インターネットによる人権侵害についても施策が講じられるようになった。その後、世界中で大きな経済的影響を与えたUberとAirbnbが日本に上陸した後、日本でも「シェアリングエコノミー」という用語が『情報通信白書』で使われると、さらに多くの白書等が経済成長の視座から「シェアリングエコノミー」に注目するようになった。

このように、「シェアリングエコノミー」として注目されるインターネット上での人々の様々な活動は、突然に始まったのではなく、以前より多くの問題を呈しながらも脈々と行われていたことがわかる。また、シェアリングエコノミーは、経済活性化の側面が注目される以前より、環境への配慮や人々のつながりを実現できる側面が報告されていたことが明らかになった。

最近では、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたSociety 5.0においても、「シェアリングエコノミー」が注目されることとなった。Society 5.0とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）のことで、「科学技術基本法」により2016年に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」において提唱された¹⁶⁾。実現のための基盤技術のひとつとして「IoTシステム構築技術」があげられる中、総務省ではIoTサービスの普及推進のための「IoTサービス創出支援事業」として、生活に身近な分野での地域の課題解決に資するIoTサービスの実証実験を2015年度から行っている。科学技術白書によると、2016年度からは、この生活に身近な分野にシェアリングエコノミーが含まれるようになった。

また、2017年に閣議決定された「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」でも、

Society5.0 に向けた横割課題のひとつとして、シェアリングエコノミーの推進が掲げられている¹⁷⁾。さらに、2019年に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」でも、Society5.0の実現のためにはデータの活用が欠かせず、データ連携・流通による新たな事業を創出するシェアリングエコノミーの推進が掲げられている¹⁸⁾。

Society 5.0 実現のためにシェアリングエコノミーが注目されているが、Society5.0とは経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会であることから、シェアリングエコノミーにおける経済成長の側面だけでなく、以前から注目されていた環境配慮を実現できる可能性や、新しい技術や仕組みにより個人でも参加しやすい側面などの特徴も活用されることが期待される。

参考文献

- 1) PwC Japan : シェアリングエコノミー コンシューマーインテリジェンスシリーズ (2016) <https://www.pwc.com/jp/ja/japan-knowledge/archive/assets/pdf/the-sharing-economy1602.pdf> (アクセス: 2020年10月5日)
- 2) 情報通信総合研究所: シェアリングエコノミー関連調査結果 (2019) <https://sharing-economy.jp/ja/wp-content/uploads/sites/2/2019/04/6f09e05b2e4c6c99cab7b360d7480134.pdf> (アクセス: 2020年9月6日)
- 3) 経済産業省: 内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業 (2020) https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/statistics/outlook/r1_betten.pdf (アクセス: 2020年9月7日)
- 4) スンドララジャンアルン: シェアリングエコノミー, 日経BP, 東京 (2016)
- 5) Schor, J. : Debating the Sharing Economy (2014) <https://greattransition.org/images/Schor-Debating-Sharing-Economy.pdf> (アクセス: 2020年10月5日)
- 6) 前掲4)
- 7) 前掲5)
- 8) 国立国会図書館: 白書の調べ方 (2020) http://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-205031.php (アクセス: 2020年7月16日)
- 9) 前掲8)
- 10) 首相官邸: 白書 (2017) <http://www.kantei.go.jp/jp/hakusyo/> (アクセス: 2020年7月16日)
- 11) 日本情報教育研究会: 平成13年・日本の白書, 清文社, 東京 (2001)
- 12) 環境庁: 第五次環境基本計画の概要 (2018) <https://www.env.go.jp/press/files/jp/108981.pdf> (アクセス: 2020年8月12日)
- 13) 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議: 明日の日本を支える観光ビジョン (2016) <https://www.mlit.go.jp/common/001126598.pdf> (アクセス: 2020年8月12日)
- 14) 個人情報保護委員会事務局: 「個人情報」と「特定個人情報」の主な違い (2017) https://www.ppc.go.jp/files/pdf/difference_kojin_tokutei.pdf (アクセス: 2020年8月11日)
- 15) 法務省・文部科学省: 平成14年版人権教育・啓発白書のあらまし (2003) <http://naga-jinken.c.ooco.jp/shiryo1/suishinhou-14.htm> (アクセス: 2020年8月12日)
- 16) 内閣府: 第5期科学技術基本計画 (2016) <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf> (アクセス: 2020年8月7日)
- 17) 内閣府: 未来投資戦略 2017 —Society5.0の実現に向けた改革— (2017) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf (アクセス: 2020年8月7日)
- 18) 内閣府: 成長戦略フォローアップ (2019) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2019.pdf> (アクセス: 2020年8月7日)

(指導教員: 人間生活学研究科生活環境学専攻
天野晴子教授)